

令和 3 年 8 月 5 日 開催

第 1 4 回 高崎市 農業委員会 総会 議事録

高崎市 農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻より少し前でございますが、本日、出席を予定されている委員さん、皆さんおそろいでございますので、それでは、第14回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。また、お暑い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。昨日は暑かったですね。今日も暑いですが、昨日は、何だか山梨の勝沼で39.7度までいったそうで、とても外で仕事できるような気温ではない、体温以上の気温ということで。さすが昼間草刈り機の音を昨日は一度も聞きませんでした。今日も聞いてない。こんなときにすれば熱中症で倒れるぐらいだから、皆さんも暑いときはなるべく控えていただきたいと思います。

こうふうに毎年、毎年夏が暑くなってきて、冬が暖かくなってきて、これの元というのは人間が利便性を考えていろいろ自然だなんだ壊してきた、その結果そういう弊害が出てきたということで、自分の首を自分で絞めるような結果ということで、これから次世代の方にそのツケをして、何とか温暖化をなくしていく。大変なことだと思います。それにしても、感染者が昨日は過去最高だと。群馬県も二百何人……

○事務局長 244名。

○会長 ということで、本当にどんどん、どんどん増えてきて、この先はいつ終息するのだから先が見通せないという世の中になって、本当に盆も正月もなくなったなんて、そんなことをつくづく感じますけれども。これからいつまで続くのだから、早く終息してもらいたいところです。

今日は、第14回の農業委員会総会ということですけれども、総会が終わった後、農業委員の皆様には公害対策委員会ということで、これが終了した後、また委員会を開きますのでよろしく申し上げます。

そういうことで、これから第14回の農業委員会総会開催いたしますけれども、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

○会長 それでは、早速これより総会を始めさせていただきます。

今回は、第14回の農業委員会総会になっております。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者が2名。出席番号、5

番の寺崎正親委員及び8番、須田直子委員の2名が欠席ということで、全員25名のところ23名でありますので、過半数を超えております。ということで、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告でございました。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

それでは、まず初めに、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、私のほうから報告させていただきます。議席番号6番の酒井孝委員及び21番の松田健委員の両名を指名いたします。また、書記は事務局の齊藤主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速これより議事進行させていただきます。

なお、毎回申していることなのですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は駐車場用地でございまして、平成6年12月19日許可、群馬県指令農第523号でございました。取消し理由は、駐車場として使用しなかったためとのこととでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は売買でございまして、令和3年7月5日許可、高農委指令第57号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、契約の内容の見直しが生じたためとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、取消し後の3条許可申請、議案書11ページ、議案第3号ナンバー13が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は、2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 2件の説明が今事務局からありました。

それでは、これから審議に入りまして質疑をお受けいたします。

何かご質問等ございますでしょうか。

なさそうですので、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は店舗併用住宅用地でございまして、平成4年8月20日許可、群馬県指令西農第1306号でございました。変更の理由につきましては建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は使用貸借、転用目的は店舗併用住宅用地でございまして。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書25ページ、議案第5号ナンバー18が関連案件でございまして。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、昭和47年10月17日許可、群馬県指令西農第3463号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書34ページ、議案第5号ナンバー62が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和47年10月17日許可、群馬県指令西農第3464号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書34ページ、議案第5号ナンバー62が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 今、事務局から3件の計画変更申請の説明がございました。

どうですか、皆さん。審議に入ります。質疑をお受けいたしますけれども。今回、西毛広幹道ということで、ちょうどそこへぶつかったということで、移転するということなのですからけれども。

皆さんからご質問等なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の

規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は交換、所有農地に隣接する農地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次の議案第3号ナンバー8が関連案件でございます。

8番 契約内容は交換、所有農地に隣接する農地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。なお、さきの議案第3号ナンバー7が関連案件でございます。

9番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

10番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

11番につきましては、取下げでお願いいたします。

12番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、所有農地の一部が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。こちらの案件につきましては、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が関連案件でございます。

14番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。今これから審議に入ります。その前に11番が取下げということですよ。ということで、これより皆さんから質疑をお受けいたします。よろしくお申し込み申し上げます。

どうせ11番は次回に出てくるのかな。次回頃には。

○事務局 経営農地が鉄板が敷いてあったり、ちょっと耕作できている状況ではないので、少し時間はかかると思うのですが。ただ、ほかの目的でこの土地を使うという方法も一つ案が出ているようなので、もしかしたら3条ではなくて、これ以外で出てくる可能性があるかもしれません。

○会長 はい。あと、この14番の贈与がありますね。これは、ちょっとこの間事務局に聞いたら、この譲渡人と譲受人の関係はどういうのですか、親戚同士なのですかねというちょっと質問したら、血縁はないということで。今、農地も安くなったので、贈与ということで。ここは、農地種別は何になるの、これは。

○事務局 農地種別は、第2種農地に該当するのではないかと考えられます。

○会長 ここは何、傾斜地とか、そういう耕作するにはちょっと大変なところなの。そうでもない。

○事務局 ちょっと周りは、周囲のほうは山林化してしまっている部分があるのですが、こちらの筆に関しましては、きれいにされていまして、果樹か何かは植わっているような状況です。

○会長 ここは、最初、売買で誰か買手がいればと思っていたらしいのですけれども、買手がいなかったもので、最終的にもう贈与になったということで。もう、そういう時代になりましたね。そういうことですので。

皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

18番、この間、事前協議のときに、塚本推進委員のほうから質問があったよね。その結果は。

○21番松田委員 塚本委員から指摘があったナンバー18の件なのですけれども、確かに荒地で、そ

このところをきれいにして耕作してもらえれば、周りの人も喜ぶのではないかと。まして、そこは農振でもあるので、きれいにしてもらえるとありがたいという感じです。

○会長 いずれか営農型の太陽光をするようなことを言っていたけれども、この間、塚本推進委員が「市外からこの申請地まで来て耕作ができるのでしょうかね」なんて、そんな質問をされていたのですけれども。近いうちにそういう形になるのですかね、事務局。

○事務局 一応申請の代理人の方からは、今後、営農型の太陽光をこちらの場所で行っていきたいというところまでは話は伺ってしまして、場所的には営農型をやっていただいても差し支えない場所ですということでは回答はさせていただいているのですが。恐らく今回買われる方、譲受人の方が耕作者となって、事業者がどこがやるか、ちょっとまだ存じ上げていないのですけれども、営農型という形でやっていただけるのではないかなということ考えています。

○会長 そういうことだそうです。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議がなければ、許可とすることといたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地492.98平米と一体利用の申請でございます。

2番 畑として使用するため客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年8月24日から令和6年8月23日までの3年間でございます。

3番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地965.23平米と一体利用の申請でございます。

5番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

6番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

7番 相続により取得した申請地が農地法上の許可を得ていないまま農業用倉庫用地として使用していたことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

8番 相続により取得した申請地が農地法上の許可を得ていないまま自宅敷地の一部として使用していたことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地345.87平米、雑種地29平米と一体利用の申請でございます。

9番 市道の幅員が狭く生活の利便性が低いため申請地を使用し市道を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

10番 市道の幅員が狭く生活の利便性が低いため申請地を使用し市道を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

11番 市道の幅員が狭く生活の利便性が低いため申請地を使用し市道を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

12番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地400.57平米と一体利用の申請でございます。

13番 現在の自宅が西毛広域幹線道路用地として収用されるため申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、宅地2.66平米と一体利用の計画でございます。

14番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます、宅地574.88平米と一体利用の申請でございます。

15番 倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという倉庫用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、15件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま第4条の説明が終わりました。

これから審議に入るわけですが、このナンバー1が山田孝夫委員に関係する案件になっております。ちょっと説明しますが、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。山田委員が申請人の代理人として申請された案件となっております。ということで、ナンバー1は最後の審議、質疑といたします。その際は、山田委員に一時ご退



出をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー1を除いて、2から15までの審議に入ります。

それでは、皆さんから質疑をお受けいたします。

○9番信澤委員 すみません。

○会長 はい、お願いします。

○9番信澤委員 9番、信澤なのですけれども、今回この第4条のところで、農地法上の許可を得ていないという案件がすごく多いのですけれども、市から何かあったのですか。どういうことでしょうか。ほとんどが同じ案件なので。何かそういうのがあったかどうかちょっと、もしあれば。なければ、ないで構わないのですけれども。

○会長 いや、許可か何かするときに判明したとか、そういうときって。こういうのが毎回、毎回多いから、そういう疑問に、何で今になってこうに分かったのだという、そういうちょっと疑問の質問でしょう。

○事務局 事務局です。今、信澤委員からご質問があった件なのですけれども、今回の件に限らず、大体、是正のための4条申請がよく出てくるのですけれども、その多くは改めて新たに3条で農地を取得したい場合とか、その際事務局として耕作者の全ての農地が農地として適正に管理しているかを見るのですけれども、そのときに本来は農地として使われているところが倉庫が建設されているとか、あと宅地がちょっとはみ出してしまっているとか、そういったものがありまして、3条の農地の取得なんかと同時に、改めてその部分についてちょっと是正をお願いしている。そういった経緯がございます。なので、3条と4条よく見比べると同じ名前の方が何人かやっぱりいらっしゃるというのがということです。特段、事務局のほうが何か積極的に動いて違反の部分を見つけるとか、そういうのではなく、あくまでもその方から農地を取得したいという動きがあってから、いろいろちょっと調べた結果というところでございます。

以上です。

○9番信澤委員 はい。すみません。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、ナンバー1を除きまして、異議がなければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これよりナンバー1について審議しますので、山田孝夫委員には一時ご退出をお願いいたします。

(11番山田委員 退席)

○会長 それでは、これよりナンバー1について質疑をお受けいたします。

これも、これとって皆さんから質問がないようですので、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。それでは、許可相当といたします。

では、入室して、お願いします。

(11番山田委員 着席)

○会長 それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。資料を見開いて御覧ください。申請地は、図面中央の赤い丸で示された箇所でございます。高崎市立箕郷第五保育園より北西に約325メートル、高崎市役所箕郷支所から南西に約1,400メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図になります。申請地は、図面の中央の赤い枠で囲われた箇所になります。申請地の西側に農地がありますが、周囲は宅地や鉄道、河川に囲まれた土地となっております。生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しになります。資料を見開いて御覧ください。図面の赤い枠で囲まれた筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東側は河川、西側が宅地と農地、北側が鉄道用地、南側が宅地と公衆用道路となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。造成は行わず、申請地の北側は高低差があるため太陽光パネルは設置せず、南側の緩やかな形状を利用し設置する計画となっております。パネルの枚数は480枚、契約発電量は156キロワットでございます。

雨水処理につきましては、パネルの列に沿って浸透施設を設置する計画に変更となっております。また、安全対策として事業地の周囲に高さ1.5メートルのフェンスを設置する計画でございます。

最終のページが架台の立面図でございます。図面を横向きにして御覧ください。パネルの高さは、低いところで約1.2メートル、高いところで約1.5メートルとなっております。基礎はなく、地中に約1.4メートル差し込み、設置するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査班長の報告ですけれども、今回は第1班、班が替わりまして、これから4班まで班長が替わりまして、その都度、調査報告をしていただくわけです。そういうことで、今回、加藤精一委員から報告をお願いいたします。

○17番加藤委員 事前調査報告、第1班班長、加藤精一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は申請法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 譲受法人は最近高崎市での太陽光の申請が増えていますが、どの地域を中心に事業をされているのですか。

回答 関東全域で売電事業を展開しております。

質問2 申請地の南側は農地や宅地がありますが、雨水はどのような対策を取っていますか。

回答 近隣に雨水が流れ込まないように貯水池を複数設けて対策する計画です。

質問3 雑草への対策はどのようにしますか。

回答 特に除草シートを敷く計画はなく、定期的に除草作業をする予定です。また、申請地北側については、パネルを設置しませんが、近隣に迷惑がかからないよう適切に管理していきます。

質問4 地上権の設定期間は何年ぐらいですか。

回答 21年間です。

質問5 契約終了後、稼働させない設備があれば、放置せず責任を持って撤去してください。

回答 はい。分かりました。

以上のような質疑応答がございました。

○会長 調査班長から今調査報告がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

ここはそんなに傾斜地ではないので、この浸透式の貯水池でやると、雨水に対しては、そのような対策を取るということです。これからは、熱海のあの土砂の崩れた、多くの方が亡くなったので、そういう盛土なんかしたところは、これからは注視して審査していかなければならないと思うのですけれども。皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

河川保全区域のところ、これから許可を受けるというのだけれども、その許可要件って何か難しいところというのはあるのかな。

○事務局 高崎土木事務所に届出をする案件になってくるかと思うのですけれども、事前にこういった工作物を造るということなので、届出をすることで、恐らく保全区域なので、河川区域ではないので、きちんと届出をすれば問題ないのではないかとは思われます。

○会長 では、通る見込みね。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 こっちが許可を下りて、そっちで駄目だったというのではね。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、ナンバー1は許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続いて、一括審議に入りますけれども、南部のところまで終わったら小休憩入れるようにしますか。

それでは、事務局、南部地区の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、認定こども園を営んでいるが園児の増加に伴い運動場及び保護者用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという運動場及び露天駐車場用地の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地68.84平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地118平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、官舎住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、牛舎用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます、転用済みの畑1,881平米と

一体利用の申請でございます。

続きましてナンバー13からナンバー15につきましては、契約の内容以降が同様でございますので、説明を一部省略させていただきます。

13番 契約内容は賃貸借、河川堤防工事に伴い露天資材置場として申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和3年9月1日から令和4年6月30日までの10か月間でございます。また、ナンバー14からナンバー16が同一事業のため関連案件とさせていただきます。

14番 契約の内容以降は、13番と同様でございます。

15番 契約の内容以降は、13番と同様でございます。

16番 契約内容は賃貸借、河川堤防工事に伴い露天資材置場及び現場事務所用地として申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び仮設事務所用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和3年9月1日から令和4年6月30日までの10か月間でございます。また、さきのナンバー13からナンバー15を同一事業のため関連案件とさせていただきます。

17番 取下げでお願いいたします。取下げの理由といたしましては、事務局のほうで現地調査を実施したところ、資材を搬入するための接道が確保されておらず、道路境界等を示す、くい等も見当たりませんでした。その旨を申請代理人にお伝えし、申請人と代理人のほうで話合った結果、今回は取下げでお願いしたいということで取下げとなりました。

18番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を両親より借り受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、来院者用駐車場が不足するため申請地を借り受けて駐車場として使用したいという診療所用地の申請でございます、宅地2,403.29平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、転勤を機に高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、雑種地2.83平米と一体利用の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、こども園及び幼稚園を経営しているが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。こちら、一時転用の申請でございます、転用期間が令和3年8月23日から令和6年8月22日までの3年間の計画でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の祖父母より借り受けて住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、現在の自宅が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借

り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件につきましては、取下げ1件を除きます37件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今、南部地区の説明をしていただいたわけですがけれども、先ほどの説明どおり、17番が取下げということで、それを除きます。

それで、これから審議に入るわけですがけれども、今回ナンバー7は、やはり先ほどと同じ、山田孝夫委員に関係する案件になっております。

再度説明しますけれども、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますが、山田委員が申請人の代理人として申請された案件となっております。ということで、ナンバー7を最終の審議、質疑としまして、その際は、山田委員に一時ご退出をお願いいたします。ということで、最後に7です。

それでは、7を除いて、これより南部地区の質疑をお受けいたします。

はい。

○21番松田委員 21、松田です。25ページの21から25までの案件なのですがけれども。

○会長 21から25。

○21番松田委員 はい。25ページの。これは、地番を細かくされて売買するということですよ。21から25までの。

○会長 これね。

○21番松田委員 ええ。

○会長 譲渡人が一人の方で、それで譲受人はまた別だということ。

○21番松田委員 面積もかなりあるのですよね。面積。合計すると。

○会長 そうだね。これは、みんな地続きか。地続きだね、地番を見ると。

それで。

○21番松田委員 この案件、そうすると、合計すると結構2,000平米から先いきますよね。

○会長 はい。

○21番松田委員 でも、こうに、こうすれば差し支えないということ。

○会長 今の質問に対してお願いします。

○事務局 こちらの筆がもともと2筆から分筆したものでございまして、全部で5区画、今回分譲のような形で出てきているのですがけれども、1軒ずつ一般住宅として開発許可と農地転用同時申請を行っておりますので、一体での分譲地という形には扱われないため、個別の案件とさせていただくのではなく、一括案件とさせていただいております。

○会長 だから、もともとは筆数が2つあったところを分筆してこういうふうに分けたので、そうい

うことだそうです。

○21番松田委員 はい。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますでしょうか。

お願いします。

山田委員からもよろしいでしょうか。

○11番山田委員 調整区域の場合には、不動産業者は分譲地としては土地を買い取ることができないのです。ですから、どうしてもそこで仕事をするに当たっては、地主さんにそれぞれ分筆をしていただいて、それで順繰り売っていくということだと思っております。

造成のほうも、恐らくですけれども、これは私が想像で話をするだけなのですけれども、一つ一つやっていると手間がかかるので、一気にお客さんを全部つけて、それで造成も一気にやったほうが効率がいいということで、多分、こういう。恐らくですけれども、住宅メーカーさんなんかはたくさんのお客さんを取りあえずストック、探して、すぐにはできないのだけれども、最初のお客さんに関しては、全員が、皆さんが申込みしてから、では、申請しますよという形で待っていてもらうのではないかなと思っております。それで、許可が下りた時点で、一つ一つの区画の造成ではなくて一気に造成するというので恐らくやっているのではないかなと思っております。あくまでも、これはさっき事務局からもお話があったように、都市計画法の開発許可関係と、それから農地法のほうの関係に関しては特に触れていないわけなのです。ただ、私も、前にもちょっと言ったのですけれども、宅建業法についてはちょっと抵触するというのは、反復で売るというのは一応宅建業法ではちょっと違反ではないかなというの、ちょっと聞いたことがあるので、そこだけがちょっと引っかかるかなぐらいのところ。

以上です。

○25番吉田委員 宅建業法でいくと、継続してすると問題になるのですけれども、1回だけで5年以内にするのならば、業務的には問題がないので。だから、継続してすると問題が出ますけれども、5年間継続してしないでおけば、それは業法違反にはなりませんので、そういう規制もありますから。

○11番山田委員 5年ですね。

○25番吉田委員 大体5年なのですよね。

○11番山田委員 ありがとうございます。

○会長 そうですか。そういうことだそうです。頭に入れておいてください。

ほかにごございますでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、7番を除いての許可相当としてよろしければ、続いて、7番に入ります。

それでは、一時ご退出をお願いいたします。



(11番山田委員 退席)

○会長 それでは、これからナンバー7について質疑をお受けいたします。

これは、一般住宅の譲受人の何分の1、持分、何分の1って。これは、いろいろ関係することがあって、こうなったの。

○事務局 ちょっと詳しいところまでは確認はしていませんけれども、それぞれ持分を変えて申請をしたいということで、持分が分かれております。

○会長 前も、本当に少しだけ持分を持っていて、あと住宅ローンですか、借りるとか、そういうときに持分がないと駄目だと。そういうことも関係しているのですかね。

皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、入室していただきます。

(11番山田委員 着席)

○会長 これで南部が終わったから、ほんのちょっと小休止入れて、その後、北部に移りたいと思います。

では、議事を止めてください。

休 憩

再 開

○会長 それでは、小休止を取っていただいたのですが、これからは北部地区の案件を審議いたします。

それでは、北部はナンバー40から73までありますか。

では、一括して説明をしていただきたいと思います。

では、事務局、お願いします。

○事務局 議案書は、引き続き29ページでございます。29ページの40番からでございます。

40番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて

使用したいという露天駐車場の申請でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地167平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地151平米と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は売買、夫の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、老後を考え現在の住まいを娘に譲り利便性の高い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、業務拡大に伴い資材置場及び車両置場が不足するため既存施設に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次の54番が一体利用地となり関連案件でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきの53番が一体利用地となり、関連案件でございます。

55番 契約内容は売買、宿舍住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路用地として収用されるため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

60番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地29平米と一体利用の計画でございます。

61番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の伯父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

62番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路用地として収用されるため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページと6ページ、議案第2号ナンバー2とナンバー3が関連案件でございます。

63番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

64番 契約内容は賃貸借、携帯電話基地局の新設工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和3年9月1日から令和4年3月31日までの7か月間でございます。

65番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

66番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

67番 契約内容は使用貸借、農産物直売所用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

68番 契約内容は賃貸借、公共下水道築造工事を行うに当たり申請地を借り受けて工事用の残土置場及び仮設道路として使用したいという残土置場及び仮設道路の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和3年9月22日から令和4年9月21日までの1年間でございます。

69番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

70番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

71番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を両親より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

72番 契約内容は売買、不動産賃貸業を営んでいるが所有している賃貸住宅の駐車場が不足して

いるため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

73番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては、34件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明、ナンバー40から73、説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして質疑をお受けいたします。

これとってなさそうですね。

それでは、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号のほうに移ります。

議案第6号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について。

高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について。

資料は、クリップ留めしてありますA3三つ折り「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程 新旧対照表」と、その下にありますホッチキス留めされた上に（案）と書かれた「高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」でございます。今回、条文について変更はございません。

変更箇所は、農地利用最適化推進委員の推薦書及び応募書の書式の押印について、これを省略するものでございます。この押印については、国が行政手続における押印の見直しを進めており、書類の真正性の確保のための必要なものを除く、全ての押印について原則廃止するように地方自治体に助言をしており、これを受けて推進委員の推薦書及び応募書の押印を一部廃止するものでございます。

なお、農業委員の推薦書及び応募書の書式の押印については、管轄が農政部農林課であり、現在農林課も推進委員の推薦書、応募書と同様に、押印廃止の事務手続を進めているところでございます。

それでは、A3三つ折りの新旧対照表を御覧ください。変更箇所は、全て黄色のマーカーを塗っ

てあります。様式第1号の推薦書でございます。1、推薦を受ける者の欄につきまして、現行では押印するための「印」の記載がございますが、改正後は押印を省略するため「印」の記載はございません。

続きまして、その下、3、推薦をする者の欄でございますが、同様に現行では押印するための「印」の記載がございますが、改正後は押印を省略するため「印」の記載はございません。

最後の変更点でございます。その下、様式第2号の応募書でございます。こちらの応募書の氏名の欄に、現行では押印するための「印」の記載がございますが、改正後は押印を省略するため「印」の記載はございません。

変更点は、以上の3か所となります。

なお、推進委員の推薦書の中にあります団体が推薦する際に、団体の代表印等を押す欄についてですが、こちらは、団体の総意を担保する意味で「印」の記載を省略をせず、今までと同様に団体の公印や代表者印を押していただく書式を残したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これは、全国の各都道府県や市町村に、みんなこういうふうにしなさいと国のほうから出ておるのですよね。

○事務局 可能な限り、押印を廃止。必要なもの以外はもう全て廃止して良いという助言を受けておりますので、それに沿って行うものでございます。

○会長 そういので、個人の推薦は押印が要らなくなった。団体だけはということ。

そのようなことで決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続いて、これから報告事項です。

報告事項の第1号から第4号まで事務局から報告をしていただきます。

係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、

ほか17件、合計18件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、合計3件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が3件、5条が80件、合計83件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和3年7月26日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、その他ということで、ほかに事務局のほうから何か連絡事項、そちらのほうはないですか。よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 局長のほうは。

○事務局長 ないです。

○会長 大丈夫。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第14回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時15分 閉会